**令和５年度における滝沢市の障がい者就労施設等からの優先調達方針**

**１　趣旨**

滝沢市では、事業所等における一層の仕事の確保に向けて、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律50号）第9条第1項の規定に基づき、調達方針を定め、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進するものとする。

**２　適用範囲**

この方針は、市のすべての機関に適用する。

**３　対象となる障がい者就労施設等**

　対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障がい者就労施設等とする。

（１）就労移行支援事業

（２）就労継続支援事業所（Ａ型・Ｂ型）

（３）生活介護事業所

（４）障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

（５）地域活動支援センター

（６）小規模作業所

（７）障がい者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障がい者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

（８）重度障がい者多数雇用事業所（ア～ウの全てを満たすもの）

ア　障がい者の雇用者数が５人以上

イ　障がい者の割合が従業員の20％以上

ウ　雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30％以上

（９）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

**４　調達物品等**

市が障がい者就労施設等から調達する物品等は、以下のとおりとする。

以下の記載がないものであっても、市が調達可能な物品等であれば対象とする。

（１）物品

ア　事務用品（用紙・封筒・ゴム印等）

イ　食料品、飲料（パン・弁当・コーヒー・茶等）

ウ　小物雑貨（各種記念品・花苗・防災用品等）

エ　その他の物品（机・テーブル・椅子等）

（２）役務

ア　印刷（ポスター・チラシ・リーフレット・封筒等の印刷）

イ　クリーニング、（クリーニング・リネンサプライ等)

ウ　清掃・施設管理（清掃・除草作業・駐車場管理等）

エ　情報処理・テープ起こし（ホームページ作成・データ入力・集計・テープ起こし等）

オ　その他（仕分け・発送・梱包・資源回収・分別等）

**５　基本的な考え方**

（１）障がい者就労施設等からの優先調達の推進については全庁的に取り組むものとする。

（２）予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に努めるものとする。

（３）物品等の調達にあたっては、可能な限り市内または県内の障がい者就労施設等からの調達に努めるものとする。

（４）物品等調達のほか、障がい者就労施設等の市庁舎等での物品販売や市及び関係団体等が実施するイベント等での販売スペースの確保等販売機会の確保及び市民へのＰＲ活動の推進にも努めるものとする。

**６　調達の目標**

基本的には前年の量を維持し、目標額は、２００千円とする。

**７　調達の推進方法**

（１）調達可能な物品等及び事業所等情報の収集と提供

健康福祉部地域福祉課は、施設等が供給できる物品等の情報を収集し、庁内からの調達の推進を図る。

　（２）随意契約制度の活用

市の各機関は、物品等を調達する際、地方自治法施行令や市財務規則等関係規定に従い、可能な限り随意契約制度を活用し、施設等からの物品等の調達に努める。

**８　調達実績の公表**

この調達推進方針に基づく障者就労施設等からの物品等の調達実績の概要については、当該年度終了後速やかに取りまとめ、市ホームページ等により公表するものとする。

**９　担当窓口**

この方針の担当窓口は、健康福祉部地域福祉課とする。